

# 機 械 設 備 積 算 基 準

(対 比 表)

令和8年度版

国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室

# 機 械 設 備 積 算 基 準

※ 以下の工種のうち、改定が有る工種について、対比表を添付する。

工 種 名	改定の有無	
	有り	無し
第I編 機械設備工事積算基準		
第1章 一般共通	○	
第2章 水門設備		○
第1 河川用水門設備		○
第2 ダム用水門設備		○
第3章 ゴム引布製起伏堰ゲート設備		○
第4章 揚排水ポンプ設備		○
第1 揚排水ポンプ設備		○
第2 コラム形水中ポンプ設備		○
第3 除塵設備		○
第5章 ダム施工機械設備		○
第6章 トンネル換気設備		○
第1 ジェットファン設備		○
第2 送風機設備		○
第7章 トンネル非常用施設		○
第8章 消融雪設備	○	
第9章 道路排水設備		○
第10章 共同溝付帯設備		○
第11章 駐車場設備		○
第1 自走式駐車場設備		○
第2 機械式駐車場設備		○
第12章 車両重量計設備		○
第13章 車両計測設備		○
第14章 道路用昇降設備		○
第15章 ダム管理設備		○

工 種 名	改定の有無	
	有り	無し
第16章 遠方監視操作制御設備		○
第17章 河川浄化設備		○
第18章 鋼製付属設備		○
第19章 塗 装		○
工 種 名		
		改定の有無
		有り 無し
第II編 機械設備点検・整備積算基準	有り	無し
第1章 一般共通	○	
第2章 水門設備		○
第3章 揚排水ポンプ設備		○
第1 揚排水ポンプ設備		○
第2 コラム形水中ポンプ設備		○
第4章 トンネル換気設備・非常用施設	○	
第5章 道路排水設備		○
第6章 消融雪設備		○
工 種 名		
		改定の有無
		有り 無し
第III編 機械設備設計業務委託積算基準	有り	無し
第1章 一般共通		○
第2章 水門設備		○
第3章 揚排水ポンプ設備		○
第4章 ダム施工機械設備		○
第5章 トンネル換気設備・非常用施設		○
第6章 消融雪設備		○

工 種 名	改定の有無	
	有り	無し
第7章 道路排水設備		○
第8章 共同溝付帯設備		○
第9章 遠方監視操作制御設備		○
工 種 名		
		改定の有無
		有り 無し

## 第 I 編 機械設備工事積算基準

## 第1章 一般共通

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 一般共通</p> <p>第1 目的 この積算基準は、公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>第2 適用範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。</p> <p>第3 請負工事費の構成 請負工事費の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR     A[請負工事費] --- B[工事価格]     A --- C[消費税等相当額]     B --- D[工事原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[製作原価]     D --- G[据付工事原価]     D --- H[設計技術費]         </pre> </div> <p>1 製作原価</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR     A[製作原価] --- B[直接製作費]     A --- C[間接製作費]     B --- D[材料費]     B --- E[機器単体費]     B --- F[労務費]     B --- G[塗装費]     B --- H[直接経費]     C --- I[間接労務費]     C --- J[工場管理費]     D --- K[純製作費]     E --- K     F --- K     G --- K     H --- K     I --- K     J --- K         </pre> </div> <p>2 据付工事原価</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR     A[据付工事原価] --- B[直接工事費]     A --- C[間接工事費]     B --- D[輸送費]     B --- E[材料費]     B --- F[労務費]     B --- G[塗装費]     B --- H[直接経費]     B --- I[仮設費]     C --- J[共通仮設費]     C --- K[現場管理費]     C --- L[据付間接費]     D --- M[純工事費]     E --- M     F --- M     G --- M     H --- M     I --- M     J --- M     K --- M     L --- M         </pre> </div>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>第4 請負工事費の費目</p> <p>工事費の費目</p> <p>1 製作原価</p> <p>製作原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>製作に当って、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p>(イ) 直接材料費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され、原則としてその製品の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用</p> <p>(ロ) 補助材料費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に関して補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し、原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用</p> <p>(2) 機器単体費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に当って、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。</p> <p>(3) 労務費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業員に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。</p> <p>なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>工場において行う製品の塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。</p> <p>(イ) 木型費</p> <p>木型費が鑄放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用</p> <p>(ロ) 試運転費</p> <p>特に必要と認められる試運転に要する費用</p> <p>(ハ) 特別経費</p> <p>特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用</p> <p>1-2 間接製作費</p> <p>工場（据付工事部門等を除く）の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用（システム設計費用を除く）である。</p> <p>なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>(イ) 間接工・工場管理業務者の給与手当等</p> <p>工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等</p> <p>(ロ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等</p> <p>製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等</p> <p>(2) 工場管理費</p> <p>(イ) 消耗工具備品費</p> <p>消耗工具、備品等の費用</p> <p>(ロ) 工場消耗品費</p> <p>消耗品等の費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(ハ) 事務用品費 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ニ) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(ホ) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ヘ) 会議費 会議に要する費用</p> <p>(ト) 交際費 来客等の応対に要する費用</p> <p>(チ) 法定福利費 従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用</p> <p>(リ) 福利厚生費 工場の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 動力用水光熱費 工場における電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用</p> <p>(ル) 印刷製本費 工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用</p> <p>(ヲ) 試験試作費 製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用</p> <p>(ワ) 教育訓練費 工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用</p> <p>(カ) 地代家賃 工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用</p> <p>(ヨ) 保険料 工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用</p> <p>(タ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(レ) 減価償却費 工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の減価償却額</p> <p>(ソ) 製作外注経費 製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要となる費用</p> <p>(ツ) 工場内運搬費 製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造り費</p> <p>(ネ) 雑費 (イ) から (ツ) までに属さない諸費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>2 据付工事原価 据付工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費 製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。</p> <p>(2) 材料費 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p>(イ) 直接材料費 直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用</p> <p>(ロ) 補助材料費 補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となつて再現されない材料の費用</p> <p>(3) 労務費 工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。</p> <p>(4) 塗装費 据付時に行う設備の塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。</p> <p>(イ) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料</p> <p>(ハ) 機械経費 工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額</p> <p>(ニ) 試運転経費等 特に必要と認められる総合試運転等に要する費用</p> <p>(ホ) 特別経費 特に必要があると認められる費用</p> <p>(6) 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用</p> <p>2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 運搬費 a 機械器具の運搬等に要する費用 b 現場内における機材の運搬に要する費用</p> <p>(ロ) 準備費 a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用 b 調査、測量、丁張等に要する費用 c 伐開、整地及び除草に要する費用</p> <p>(ハ) 事業損失防止施設費 工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(二) 安全費</p> <p>a 安全施設等に要する費用</p> <p>b 安全管理等に要する費用</p> <p>c a から b に掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(ホ) 役務費</p> <p>a 土地の借上げに要する費用</p> <p>b 電力、用水等の基本料</p> <p>c 電力設備用工事負担金</p> <p>(へ) 技術管理費</p> <p>a 品質管理のための試験等に要する費用</p> <p>b 出来形管理のための測量等に要する費用</p> <p>c 工程管理のための資料の作成に要する費用</p> <p>d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用</p> <p>e a から d にまで掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p>(ト) 営繕費</p> <p>a 現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用</p> <p>b 労働者宿舍の営繕に要する費用又は労働者の宿泊に要する費用</p> <p>c 労働者の輸送に要する費用</p> <p>d 営繕費に係る敷地の借上げ費用</p> <p>(2) 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p>(イ) 労務管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用</p> <p>a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(ロ) 事務員給料手当等 現地採用の事務員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当等）及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ニ) 事務用品費 現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 通信交通費 現地における通信費、交通費及び旅費</p> <p>(へ) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>(ト) 法定福利費 現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>(チ) 福利厚生費 現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(リ) 安全訓練等に要する費用 現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>(ヌ) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p>	<p>現行のとおり</p> <p>(2) 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p>(イ) 労務管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用</p> <p>a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(ロ) 事務員給料手当等 現地採用の事務員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当等）及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ニ) 事務用品費 現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 通信交通費 現地における通信費、交通費及び旅費</p> <p>(へ) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>(ト) 法定福利費 現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>(チ) <del>建設業退職金共済契約に係る掛金</del> <del>建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</del></p> <p>(リ) 福利厚生費 現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 安全訓練等に要する費用 現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>(ル) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(ル) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(ヲ) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>(ワ) 据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費</p> <p>(カ) 工事登録費 工事实績の登録等に要する費用</p> <p>(ヨ) 公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用</p> <p>(タ) 雑費 (イ) から (ヨ) までに属さない諸費用</p> <p>(3) 据付間接費 据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p>(イ) 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等 据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ロ) 事務用品費 据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ハ) 交通通信費 据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ニ) 会議費 据付工事部門等の会議に要する費用</p> <p>(ホ) 交際費 据付工事部門等の来客等の応対に要する費用</p> <p>(ヘ) 法定福利費 据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(ト) 福利厚生費 据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(チ) 動力用水光熱費 据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用</p> <p>(リ) 印刷製本費 据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用</p> <p>(ヌ) 教育訓練費 据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用</p> <p>(ル) 地代家賃 据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用</p> <p>(ヲ) 保険料 据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用</p> <p>(ワ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(カ) 雑費 (イ) から (ワ) までに属さない諸費用</p>	<p>(ヲ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(ワ) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>(カ) 据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費</p> <p>(ヨ) 工事登録費 工事实績の登録等に要する費用</p> <p>(タ) 公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用</p> <p>(レ) 雑費 (イ) から (タ) までに属さない諸費用</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考												
<p>3 設計技術費</p> <p>(イ) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等 製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ロ) システム設計に係る管理費等 システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。</p> <p>(ハ) 設計技術費（システム設計に係る費用）と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計に係る費用の区分は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 533 1311 1260"> <thead> <tr> <th></th> <th>システム設計に係る費用</th> <th>製造（製作）設計に係る費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計計算書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注設計図書の確認</li> <li>最適設計、細部計画等の立案</li> <li>設計計算書の作成（開閉荷重等）</li> <li>実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>機器単体品の注文仕様書の作成</li> <li>他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>製作品の強度計算書等の作成</li> <li>製作品の詳細数量表の作成</li> <li>製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設計図面関係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>フローシート</li> <li>システムシーケンス図の作成</li> <li>機器単体品の注文図面の作成</li> <li>据付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>製作品に組込む部品等の注文図書の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計技術費で計上</td> <td>間接労務費・工場管理費で計上</td> </tr> </tbody> </table>		システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用	設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注設計図書の確認</li> <li>最適設計、細部計画等の立案</li> <li>設計計算書の作成（開閉荷重等）</li> <li>実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>機器単体品の注文仕様書の作成</li> <li>他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>製作品の強度計算書等の作成</li> <li>製作品の詳細数量表の作成</li> <li>製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>	設計図面関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>フローシート</li> <li>システムシーケンス図の作成</li> <li>機器単体品の注文図面の作成</li> <li>据付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>製作品に組込む部品等の注文図書の作成</li> </ul>		設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上	<p>現行のとおり</p>	
	システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用												
設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注設計図書の確認</li> <li>最適設計、細部計画等の立案</li> <li>設計計算書の作成（開閉荷重等）</li> <li>実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>機器単体品の注文仕様書の作成</li> <li>他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>製作品の強度計算書等の作成</li> <li>製作品の詳細数量表の作成</li> <li>製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>												
設計図面関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>フローシート</li> <li>システムシーケンス図の作成</li> <li>機器単体品の注文図面の作成</li> <li>据付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>製作品に組込む部品等の注文図書の作成</li> </ul>												
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上												
<p>4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般管理費 施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p>(イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）</p> <p>(ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(ニ) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(ヘ) 通信交通費 通信、交通費及び旅費</p>														

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(ト) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(チ) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(リ) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 動力・用水光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(ル) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(ヲ) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(ワ) 寄付金</p> <p>(カ) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(ヨ) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(タ) 地代家賃 事務所、寮・社宅等の借地借家料</p> <p>(レ) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(ソ) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(ツ) 減価償却費 建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額</p> <p>(ネ) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(ナ) 雑 費 電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>(2) 付加利益 施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p>(イ) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(ロ) 株主配当金</p> <p>(ハ) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(ニ) 内部留保金</p> <p>(ホ) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p> <p>第5 請負工事費の積算</p> <p>1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。          なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。</p> <p>(ハ) 単価は、次のとおりとする。          a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。          b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。          c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。          d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。          e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。          f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費          (イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。          (ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。          (補助材料の内訳)          接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。          ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。</p> <p>(2) 機器単体費          1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。          2) 所要量の算定は積上げによるものとする。</p> <p>(3) 労務費          1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。          2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。          3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、大臣官房参事官(イノベーション)が別に定めるものとする。</p> <p>(4) 塗装費          1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。          ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。          2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。          ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。          3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p> <p>(5) 直接経費          1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>1-2 間接製作費          (1) 間接労務費          1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。          2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。          3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。          4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。          (2) 工場管理費          1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。          2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。</p> <p>4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。</p> <p>5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>2 据付工事原価 据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費</p> <p>1) 輸送費の積算は、表-1・5による。 なお、これにより難い場合は別途積み上げる。</p> <p>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。</p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p>(2) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 (直接材料の内訳) 据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は大臣官房参事官(イノベーション)が別に定めるものとする。</p> <p>4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。</p> <p>5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。</p> <p>(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項)に定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。 なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。</p> <p>2) 機械経費として計上するラフテレーンクレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「建設機械等賃料積算基準」によることを標準とする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																												
<p>(6) 仮設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p>a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 b その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 (イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。 (ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。 (ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。 (ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 (ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。 (ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。 (ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。 地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="169 1073 1368 1591"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 ・市街地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>b 適用条件が複数に該当する場合の取扱い 適用条件が複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	<p>現行のとおり</p>	
適用条件			補正係数			適用優先																								
施工地域区分	工種区分	対象																												
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	1																										
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																										
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																										
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																										

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>c その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(チ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）× 共通仮設費率（Kr） × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は表－1・6による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>1) 運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>a 建設機械の自走による運搬（油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積み上げるものとする。） b 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む。） c 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。 d トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用 e 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 f 機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。</p> <p>a 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。 b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）を除く。） d 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35 t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料 e 上記以外の質量 20 t 以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料 f その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用 g 上記（イ）及び（ロ） a～f における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）</p> <p>2) 準備費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 b 完成時の後片付け費用</p> <p>(ロ) 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。</p> <p>3) 事業損失防止施設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>4) 安全費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>b 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>c 安全用品等の費用</p> <p>d 安全委員会等に要する費用</p> <p>e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>(ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>c 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>e 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>f 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）</p> <p>h バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用</p> <p>i その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>5) 役務費</p> <p>現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 土地の借上げ等に要する費用</p> <p>b 電力、用水等の基本料</p> <p>c 電力設備用工事負担金</p> <p>6) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用</p> <p>b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用</p> <p>c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用</p> <p>d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用</p> <p>g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用</p> <p>h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>i 据付けにおける施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>j 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>k 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a マイクロフィルムの作成に要する費用</p> <p>b 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>c 施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。</p> <p>d その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																												
<p>7) 営繕費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>a 現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>b 労働者宿舍の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用</p> <p>c 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>d 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用</p> <p>e 労働者の輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ積算による営繕費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>b 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>c 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用</p> <p>d 工事施工上、特別に必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 現場管理費の積算は、（現場管理費対象額）×（現場管理費率）とする。</p> <p>2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「（無償貸付機械等評価額＋支給品費）」の合計額とする。</p> <p>3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。</p> <p>4) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>5) 現場管理費率は、表－1・7によるものとする。</p> <p>6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表－1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="172 1213 1368 1732"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 of 車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>・市街地： 施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 of 車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<p>現行のとおり</p>	
適用条件			補正係数			適用優先																								
施工地域区分	工種区分	対象																												
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 of 車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																										
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	2																										
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																										
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																										

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。</p> <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>8) 現場管理費の計算 現場管理費＝対象額 (P) ×現場管理費率 (Jo) ×施工地域を考慮した補正係数 ただし、現場管理費率は表－1・7による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率 (Jo) の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>(3) 据付間接費 1) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額) × (据付間接費率) とする。 2) 据付間接費対象額とは、直接工事費中の労務費のうち「機械設備据付工労務費」のみを対象とする。 なお、機械設備据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。 3) 据付間接費率は、表－1・8によるものとする。 4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p>3 設計技術費 (1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額) × (設計技術費率) とする。 (2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。 (3) 標準設計技術費率は、表－1・9によるものとする。 (4) 詳細設計付き施工発注方式の場合も、表－1・9の標準設計技術費率によるものとする。 (5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p>4 一般管理費等 (1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。 (2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率＝(標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器単体費補正係数) 1) 標準一般管理費等率は、表－1・10によるものとする。 2) 前払金支出割合補正係数は、表－1・11による。 3) 機器単体費補正係数は、表－1・12による。 4) 契約保証に係る費用は、別途積算する。</p> <p>5 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>6 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考								
<p>7 支給品の取扱い</p> <p>(1) 支給品とは設備の製作、据付けに際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1) 直接材料、電力（ダム関係を除く）は、全額を現場管理費算定の対象とする。</p> <p>2) 機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。</p> <p>(3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。</p> <p>8 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="219 642 1264 1014"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 642 412 802">区 分</th> <th data-bbox="412 642 836 802">処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th data-bbox="836 642 1264 802">処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 802 412 869">共通仮設費</td> <td data-bbox="412 802 836 1014" rowspan="3">全額を率計算の対象とする。</td> <td data-bbox="836 802 1264 1014" rowspan="3">処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 869 412 936">現場管理費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 936 412 1014">一般管理費等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。          なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。</p> <p>3. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	一般管理費等	<p>現行のとおり</p>	
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合								
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。								
現場管理費										
一般管理費等										

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定	備 考
9 間接労務費、工場管理費の項目別対象表					
項	目	間接労務費	工場管理費		
材	料 費	×	×		
機	器 単 体 費	×	×		
労	務 費	○	○		
塗	装 費	×	○		
直	接 経 費	×	○		
輸	送 費	×	×		
間 接 製 作 費	間 接 労 務 費	—	○		
	工 場 管 理 費	×	—		
支 給 品 費	直 接 材 料	×	×		
	電 力	×	×		
	機 器 単 体 品	×	×		
	製 作 品	×	×		
○：対象とする ×：対象としない				現行のとおり	
10 共通仮設費、現場管理費の項目別対象表					
項	目	共通仮設費	現場管理費		
輸	送 費	○	○		
材	料 費	○	○		
労	務 費	○	○		
塗	装 費	○	○		
直	接 経 費	○	○		
仮	設 費	○	○		
間 接 工 事 費	共 通 仮 設 費	—	○		
	事 業 損 失 防 止 施 設 費	○	○		
	据 付 間 接 費	—	×		
	現 場 管 理 費	—	—		
支 給 品 費	直 接 材 料	○	○		
	電 力	○*1	○*1		
	機 器 単 体 品	×	×		
	製 作 品	×	×		
無償貸付機械等評価額		○	○		
○：対象とする ×：対象としない *1：ダム関係は除く					

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定	備 考	
11 設計技術費、一般管理費等の項目別対象表						
	項 目	設計技術費	一般管理費等			
製作原価	材 料 費	○	○			
	機 器 単 体 費	○	○*2			
	労 務 費	○	○			
	塗 装 費	○	○			
	直 接 経 費	○	○			
	間 接 製作費	間接労務費	○	○		
		工場管理費	○	○		
据付工事原価	輸 送 費	○	○			
	材 料 費	○	○			
	労 務 費	○	○			
	塗 装 費	○	○			
	直 接 経 費	○	○			
	仮 設 費	○	○			
	間 接 工事費	共通仮設費	○	○		
		据付間接費	○	○		
		現場管理費	○	○		
	無償貸付機械等評価額	×	×			
設 計 技 術 費		—	○			
支 給 品 費	直 接 材 料	○	×			
	電 力	×	×			
	機 器 単 体 品	×	×			
	製 作 品	×	×			
○：対象とする ×：対象としない *2：補正あり						
				現行のとおり		

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
表-1・1 材料割増率 (%)				
材 料 名	割増率	備 考		
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	12			
ス テ ン レ ス 鋼 板	12			
銅 板	25			
形 鋼 ・ 平 鋼 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	10			
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	20	鉄筋・PC鋼線は含まない		
鋼 管 、 銅 管 な ど の 管 材	10			
炭 素 鋼	15	ポンプ主軸に適用		
鑄 鉄	20			
〃	10	ポンプケーシング吸吐出管に適用		
鑄 鋼	30			
〃	20	ポンプ羽根車に適用		
ス テ ン レ ス 鑄 鋼	20	ポンプ羽根車に適用	現行のとおり	
銅 合 金 鑄 物	40			
〃	20	ポンプ羽根車に適用		
鍛 鋼	30			
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 鑄 物	20	換気設備のファンロータに適用		
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 板 材	12			
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 形 材 ・ 管 材	10			
(注) ステンレス鋼板で、中・大形水門、堰及びダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は、25%とする。				

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定	備 考
表-1・2 スクラップの該当品目			
材 料 名	スクラップの該当品目		
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	ヘビーH1		
ステンレス鋼板・銅板 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	ステンレス鋼板：ステンレス新断 銅 板：銅くず（並）		
形 鋼 ・ 平 鋼	ヘビーH1		
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼：鋼ドライ粉A ステンレス鋼棒・丸鋼：ステンレス新断		
鋼 管 、 銅 管 な ど の 管 材	鋼 管：ヘビーH1 銅 管：銅くず（並）		
鋳 鉄	鋳鉄ドライ粉A		
鋳 鋼	鋼ドライ粉A		
銅 合 金 鋳 物	黄、青銅くず 鋳物（並）		
鍛 鋼	鋼ドライ粉A		
アルミニウム合金鋳物	アルミくず 機械鋳物		
(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。		現行のとおり	
表-1・3 間接労務費率 (%)			
工 種 区 分	間接労務費率	備 考	
水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備	75	水門設備のうち 小形水門設備は除く	
小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備	60		
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	90		
表-1・4 工場管理費率 (%)			
工 種 区 分	工場管理費率	備 考	
水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備	20	水門設備のうち 小形水門設備は除く	
小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備	25		
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	35		

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定				備 考
表-1・5 新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）				表-1・5 新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）				
区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	
河川用 水門設備	小形 水門	プレートガーダ構造ローラゲート	$y = (17.2x + 42) \times D + 212,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	小形 水門	プレートガーダ構造ローラゲート	$y = (17.2x + 42) \times D + 266,000$	
		プレートガーダ構造スライドゲート				プレートガーダ構造スライドゲート		
	中・大形 水門	プレートガーダ構造ローラゲート	$y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$		中・大形 水門	プレートガーダ構造ローラゲート	$y = (46.2x - 64) \times D + 370,000$	
		プレートガーダ構造角落しゲート	$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$			プレートガーダ構造角落しゲート	$y = (12.5x + 199) \times D + 266,000$	
	水門、堰	シェル構造ローラゲート	( $x \times D < 1,500$ の場合) $y = (135x - 1,594) \times D + 51,000$ ( $x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (60.9x - 717) \times D + 116,000$		水門、堰	シェル構造ローラゲート	( $x \times D < 1,500$ の場合) $y = (135x - 1,594) \times D + 64,000$ ( $x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (60.9x - 717) \times D + 145,000$	
		起伏堰	起伏ゲート			$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$	起伏堰	起伏ゲート
ダム用 水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	$y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	ダム用 水門設備	三方水密ラジアルゲート	$y = (69.0x - 544) \times D + 1,160,000$	
		四方水密ラジアルゲート	$y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$			四方水密ラジアルゲート	$y = (567x - 1,448) \times D + 1,160,000$	
		制水ゲート	$y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$			制水ゲート	$y = (237x + 1,561) \times D + 1,160,000$	
		四方水密スライドゲート	$y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$			四方水密スライドゲート	$y = (126x + 1,795) \times D + 1,160,000$	
	放流管	大容量放流管	$y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m <sup>3</sup> ] ×条数	放流管	大容量放流管	$y = (27.9x - 1,825) \times D + 1,160,000$	放流管体積[m <sup>3</sup> ] ×条数
		大容量放流管 (整流板のみ)	$y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	面積[m <sup>2</sup> ] ×面数		大容量放流管 (整流板のみ)	$y = (13.9x - 382) \times D + 1,160,000$	面積[m <sup>2</sup> ] ×面数
		小容量放流管	$y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m <sup>3</sup> ] ×条数		小容量放流管	$y = (16.7x + 63.4) \times D + 1,160,000$	放流管体積[m <sup>3</sup> ] ×条数
	取水設備	直線多段ゲート	$y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	取水設備	直線多段ゲート	$y = (125x + 2,076) \times D + 1,160,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数
		円形多段ゲート	$y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	体積[m <sup>3</sup> ] ×門数		円形多段ゲート	$y = (251x + 297) \times D + 1,160,000$	体積[m <sup>3</sup> ] ×門数
	小容量放流設備用ゲート ・バルブ		$y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm] ×門数 (適用範囲： $x \geq 700$ )	小容量放流設備用ゲート ・バルブ		$y = (1.54x - 980) \times D + 79,000$	口径[mm] ×門数 (適用範囲： $x \geq 700$ )
ゴム引布製起伏ゲート設備		( $x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ ( $x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	ゴム引布製起伏ゲート設備		( $x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 64,000$ ( $x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 145,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	
揚排水ポンプ 設備	固定機場	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m <sup>3</sup> /min] ×台数	揚排水ポンプ 設備	固定機場	$y = (3.96x + 926) \times D + 487,000$	ポンプ吐出量 [m <sup>3</sup> /min] ×台数	
	水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$			水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 130,000$		
	水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。			水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備	$y = 53.4x \times D + 216,000$	対象設備質量[t]		除塵設備	$y = 53.4x \times D + 271,000$	対象設備質量[t]	

(つづく)

(つづく)

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定			備 考
(つづき)			(つづき)			
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	
ダム施工機械設備	$y = 26.6x \times D + 1,226,000$	対象設備質量[t]	ダム施工機械設備	$y = 26.6x \times D + 1,541,000$	対象設備質量[t]	
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン $y = (0.23x - 72) \times D + 176,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1,000$ )	トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン $y = (0.25x - 150) \times D + 424,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1,000$ )	
トンネル非常用施設	消火設備 $y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]	トンネル非常用施設	消火設備 $y = 81.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]	
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	$y = 71.5x + 25,000$	散・送水管の延長[m]	<del>消雪設備 (散・送水管)</del> <del><math>y = 71.5x + 25,000</math></del>	<del>散・送水管の延長[m]</del>	
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)	$y = 348x + 73,000$	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管) $y = 348x + 91,000$	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]	
	融雪設備	$y = 337x + 24,000$	融雪面積[m <sup>2</sup> ]	融雪設備 $y = 337x + 30,000$	融雪面積[m <sup>2</sup> ]	
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプ口径 [mm]×台数	道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = (0.85x + 44) \times D + 129,000$	ポンプ口径 [mm]×台数	
共同溝付帯設備	$y = 215x \times D + 69,000$	対象設備質量[t]	共同溝付帯設備	$y = 215x \times D + 86,000$	対象設備質量[t]	
駐車場設備	$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]	駐車場設備	$y = 30.6x \times D + 226,000$	対象設備質量[t]	
車両重量計設備	重量計	( $x \times D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ ( $x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t]	車両重量計設備	<del>(<math>x \times D &lt; 1,500</math>の場合) <math>y = 83.9x \times D + 51,000</math></del> <del>(<math>x \times D \geq 1,500</math>の場合) <math>y = 37.8x \times D + 116,000</math></del>	<del>対象設備質量[t]</del>
	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]		軸重計	$y = 75.1x \times D + 175,000$
道路用昇降設備	$y = 88.2x \times D + 130,000$	対象設備質量[t]	道路用昇降設備	$y = 88.2x \times D + 163,000$	対象設備質量[t]	
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。	ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。	
	流木止設備	$y = 52.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]	流木止設備	$y = 52.9x \times D + 250,000$	対象設備質量[t]
	係船設備			係船設備		
遠方監視操作制御設備	$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]	<del>遠方監視操作制御設備</del> <del><math>y = 89.9x \times D + 98,000</math></del>	<del>対象設備質量[t]</del>		
鋼製付属設備	$y = 38.3x \times D + 81,000$	対象設備質量[t]	鋼製付属設備	$y = 38.3x \times D + 101,000$	対象設備質量[t]	

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費 [円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。  
 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。  
 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。  
 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。  
 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費 [円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。  
 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。  
 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。  
 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。  
 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定	備 考	
表-1・6 共通仮設費率						
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの		
	適用区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
			A	b		
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41		
揚排水ポンプ設備（新設）、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60		
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	現行のとおり	
	適用区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
			A	b		
揚排水ポンプ設備（維持修繕）	25.92	8679.61	-0.3898	6.61		
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの		
	適用区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
			A	b		
道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319	9.07		
(1) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし $K_r$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 対象額 (円) $A \cdot b$ : 変数値 (注) $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。						

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定				備 考
表-1・7 現場管理費率								
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの				
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			
			A	b				
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.89	44.73	-0.0479	17.14				
揚排水ポンプ設備、除塵設備	24.72	98.08	-0.0924	15.41				
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの				
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			
			A	b				
道路付帯設備	22.76	55.45	-0.0597	17.71				
(2) 算定式 $J_o = A \cdot P^b$ ただし J <sub>o</sub> : 現場管理費率 (%) P : 対象額 (円) A・b : 変数値 (注) J <sub>o</sub> の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。								
表-1・8 据付間接費率 (%)								
工 種 区 分		据付間接費率		備 考				
水門設備	水門等	新設	130					
		維持修繕	140					
	小形水門設備	新設	80					
		維持修繕	90					
ゴム引布製起伏ゲート設備		90						
揚排水ポンプ設備		140						
除塵設備		110						
ダム施工機械設備		110						
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110						
道路排水設備、共同溝付帯設備		90						
ダム管理設備(流木止設備以外)		130						
ダム管理設備(流木止設備)		80						
鋼製付属設備		65				単独工事に適用		
現行のとおり								

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行					改 定					備 考	
表-1・9 標準設計技術費率											
工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	b					A	b	
水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217		1.89						
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209		0.96						
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669		2.07						
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717		3.07						
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769		1.23						
					現行のとおり						
工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	b					A	b	
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953		1.24						
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469		1.52						
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922		1.78						
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690		1.72						
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289		2.21						
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131		0.88						
道路排水設備、共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447		2.54						
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953		1.24						
<p>(3) 算定式  <math display="block">S_e = A \cdot P^b</math>                     ただし <math>S_e</math> : 標準設計技術費率 (%)  <math>P</math> : 対象額 (円)  <math>A \cdot b</math> : 変数値                      (注) <math>S_e</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>											

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																				
<p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 額</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;">26.17 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;"> <math>G_1 = -1.4357 \text{ Log}(C_1) + 35.789</math>                      ただし、<math>G_1</math> : 標準一般管理費等率 (%)  <math>C_1</math> : 対象額 (円)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">22.18 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G_1</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・11 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前払金支出割合 区 分</th> <th style="text-align: center;">0%から 5%以下</th> <th style="text-align: center;">5%を超え 15%以下</th> <th style="text-align: center;">15%を超え 25%以下</th> <th style="text-align: center;">25%を超え 35%以下</th> <th style="text-align: center;">35%を超え 40%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。</p> <p style="text-align: center;">表-1・12 機器単体費補正係数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">R = 1 - \frac{K}{1.25}</math> <p style="text-align: center;">ただし、R : 機器単体費補正係数 (小数) K : 工事原価に占める機器単体費の比率 (小数)</p> </div> <p>(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対 象 額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17 %	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{ Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 $G_1$ : 標準一般管理費等率 (%) $C_1$ : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	22.18 %	前払金支出割合 区 分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>現行のとおり</p>	
対 象 額	標準一般管理費等率																					
500万円以下	26.17 %																					
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{ Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 $G_1$ : 標準一般管理費等率 (%) $C_1$ : 対象額 (円)																					
30億円を超えるもの	22.18 %																					
前払金支出割合 区 分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																	
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																	

## 第8章 消融雪設備

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第8章 消融雪設備【対比表】

現 行	改 定	備 考										
<p style="text-align: center;">第8章 消融雪設備</p> <p>1 適用範囲 この基準は、消融雪設備のうち消雪設備の製作、据付け及びさく井に適用する。</p> <p>1-1 区分及び構成 消雪設備の区分及び構成は、表-8・1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・1 区分及び構成</p> <table border="1" data-bbox="222 457 1258 726"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さ く 井</td> <td>掘削、ケーシング作業、砂利充填、孔内洗浄、電気検層、揚水試験</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ</td> <td>ポンプ、揚水管、配電盤、操作盤、制御盤、検知器、流量計、圧力計等</td> </tr> <tr> <td>配 管</td> <td>送水管、散水管、散水ノズル、管継手、弁類等</td> </tr> <tr> <td>付 属 設 備</td> <td>ポンプ据付架台、配管据付架台等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 直接製作費</p> <p>2-1 材料費</p> <p>(1) 材料費の構成 材料費の構成は、次のとおりとする。 材料費 = 部材費 + 部品費 + 補助材料費</p> <p>(2) 部材費</p> <p>1) 部材費の積算は、次式による。 部材費 = 部材所要量 × 部材単価</p> <p>2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「第1章 一般共通」に準ずる。</p> <p>3) 部材費は、付属設備を積上げるものとする。</p> <p>(3) 部品費 部品費は、散水管及び送水管(200A ≤ φ ≤ 350A)の溶接フランジ等を積上げるものとする。 なお、散水管は、二次製品価格を採用するものとする。</p> <p>(4) 補助材料費</p> <p>1) 補助材料費 = 部材費 × 補助材料費率(%)</p> <p>2) 補助材料費率は、「第18章 鋼製付属設備」に準ずる。</p> <p>2-2 機器単体費 機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。 ポンプ、各種配電盤、各種操作盤、各種制御盤、各種検知器、水位計、流量計等</p> <p>2-3 製作工数</p> <p>(1) 付属設備の製作工数は、以下による。 付属設備は、ポンプピット、ポンプ受台、配管取付支柱及び取付架台等であり、製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。</p> <p>(2) 送水管(200A ≤ φ ≤ 350A)の製作工数は、別途積上げるものとする。 なお、送水管の製作工数とは、フランジ部と送水管の溶接をいう。</p>	区 分	構 成	さ く 井	掘削、ケーシング作業、砂利充填、孔内洗浄、電気検層、揚水試験	ポ ン プ	ポンプ、揚水管、配電盤、操作盤、制御盤、検知器、流量計、圧力計等	配 管	送水管、散水管、散水ノズル、管継手、弁類等	付 属 設 備	ポンプ据付架台、配管据付架台等	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	
区 分	構 成											
さ く 井	掘削、ケーシング作業、砂利充填、孔内洗浄、電気検層、揚水試験											
ポ ン プ	ポンプ、揚水管、配電盤、操作盤、制御盤、検知器、流量計、圧力計等											
配 管	送水管、散水管、散水ノズル、管継手、弁類等											
付 属 設 備	ポンプ据付架台、配管据付架台等											

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第8章 消融雪設備【対比表】

現 行	改 定	備 考																						
<p>3 直接工事費</p> <p>3-1 材料費</p> <p>(1) 据付材料費 送水管（150A以下）の材料費及び散水ノズル、揚水管、各種弁類（逆止弁、仕切弁等）、圧力計、低水位用電極、井戸ふた、管継手（チーズ、エルボ、ソケット、カップリング等）等の部品費を積上げるものとする。</p> <p>(2) 据付補助材料費 据付補助材料費の積算は、次式による。 据付補助材料費 = 据付労務費 × 据付補助材料費率（%） 据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、電工、配管工、普通作業員等の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付補助材料費率は、表-8・2によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・2 据付補助材料費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">据付補助材料費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ポンプ、送水管、散水管等</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-2 ポンプ据付</p> <p>(1) 据付工数 ポンプ据付工数は、次式による。 <math>Y = y \times n</math> Y：設備1施設当りの据付工数（人） y：ポンプ1台当りの標準据付工数（人/台） n：設備1施設当りのポンプ台数（台）</p> <p>(2) 標準据付工数 ポンプ据付工数は、表-8・3を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・3 標準据付工数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">標準据付工数</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">職種別構成割合（%）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">機械設備 据付工</th> <th style="text-align: center;">電 工</th> <th style="text-align: center;">普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ポ ン プ</td> <td style="text-align: center;"><math>y = 0.05x + 2.6</math>（人/台）</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">操作盤・試運転</td> <td style="text-align: center;"><math>y = 5.6</math>（人/式）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. yは標準据付工数（人/台）、xは揚水管長さ（m）である。 2. 本工数は、口径150mm以下かつ出力45kW以下の深井戸水中モータポンプ〔柱状型〕に適用する。 3. ポンプの据付けには、逆止弁、仕切弁、圧力計、揚水管、低水位用電極、制御用電力ケーブル、流量計、吐出曲管、空気弁、相フランジ、井戸ふた、支持バンド、水中ケーブル、基礎ボルト、受台等の据付け及び配線・配管を含むものとする。 4. 操作盤、試運転は、井戸用操作盤設置及び井戸用ポンプ設備の試運転をいう。 5. 取水位置と制御盤の距離は、10mを標準とし、それ以上の配管、配線については別途計上する。 6. ポンプ室設置等の土木工事は、本工数に含まない。 7. 深井戸水中モータポンプ〔柱状型〕以外の場合、別途積上げることとする。</p>	区 分	据付補助材料費率	ポンプ、送水管、散水管等	2.0	区 分	標準据付工数	職種別構成割合（%）			機械設備 据付工	電 工	普通作業員	ポ ン プ	$y = 0.05x + 2.6$ （人/台）	35	20	45	操作盤・試運転	$y = 5.6$ （人/式）				<p>現行のとおり</p>	
区 分	据付補助材料費率																							
ポンプ、送水管、散水管等	2.0																							
区 分	標準据付工数	職種別構成割合（%）																						
		機械設備 据付工	電 工	普通作業員																				
ポ ン プ	$y = 0.05x + 2.6$ （人/台）	35	20	45																				
操作盤・試運転	$y = 5.6$ （人/式）																							

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第8章 消融雪設備【対比表】

現 行	改 定	備 考																																																			
<p>(3) 機械経費 機械経費の積算は、表-8・4によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・4 標準機械器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機械器具名</th> <th style="width: 25%;">標準規格</th> <th style="width: 15%;">標準運転日数 (日/台)</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>現場条件により決定する</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑器具損料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>機械器具費×2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。 2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。</p> <p>3-3 送水管、散水管据付</p> <p>(1) 据付工数 送水管、散水管据付工数は、次のとおりとする。  <math display="block">Y = y \times L \div 100</math>                     Y：設備1施設当りの据付工数（人）                      y：標準据付工数（人/100m）                      L：設備1施設当りの施工延長（m）</p> <p>(2) 標準据付工数 送水管、散水管の据付工数は、表-8・5を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・5 標準据付工数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分及び適用範囲</th> <th rowspan="2">標準据付工数 (人/100m)</th> <th colspan="3">職種別構成割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>機械設備 据付工</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">送水管</td> <td><math>\phi \leq 150A</math></td> <td><math>y = 0.08x + 7.6</math></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">25</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">45</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td><math>200A \leq \phi \leq 350A</math></td> <td><math>y = 0.004x + 7.1</math></td> </tr> <tr> <td>散水管</td> <td><math>\phi \leq 150A</math></td> <td><math>y = 0.08x + 7.8</math></td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. yは標準据付工数（人/100m）、xは鋼管呼径 [JIS G 3452 管の呼び方(A)] である。 2. 適用範囲は、送水管の鋼管呼び径 350A以下及び散水管の鋼管呼び径 150A以下のコンクリート埋設配管、土中埋設配管及び露出配管とする。 なお、プレキャスト製品には適用しない。 3. 上記算定式において、管径が 150A以下は人力施工、200A以上は機械施工の歩掛を示す。 4. ダブル配管の場合には、それぞれの管について工数を算出する。 5. 本工数は散水管、送水管及び配管架台の据付けまで含むものとし、その他の付属設備は含まないものとする。 6. 掘削工、配筋工、コンクリート工等の土木工事は、本工数に含まない。</p> <p>(3) 機械経費 鋼管呼び径 150A以下の管の据付けは、人力を標準とするが、現場条件によりクレーン等が必要な場合には、別途計上するものとする。 鋼管呼び径 200A以上の管の据付けに係る機械経費は、表-8・6を標準とする。</p>	機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/台)	摘 要	ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1		雑器具損料	-	-	機械器具費×2%	区分及び適用範囲		標準据付工数 (人/100m)	職種別構成割合 (%)			機械設備 据付工	配管工	普通作業員	送水管	$\phi \leq 150A$	$y = 0.08x + 7.6$	25	45	30	$200A \leq \phi \leq 350A$	$y = 0.004x + 7.1$	散水管	$\phi \leq 150A$	$y = 0.08x + 7.8$	35	35	30	<p>(3) 機械経費 機械経費の積算は、表-8・4によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・4 標準機械器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機械器具名</th> <th style="width: 25%;">標準規格</th> <th style="width: 15%;">標準運転日数 (日/台)</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>現場条件により決定する</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック[クレーン装置付]</td> <td style="color: red;">現場条件により決定する</td> <td style="text-align: center; color: red;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑器具損料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>機械器具費×2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。 2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/台)	摘 要	ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1		トラック[クレーン装置付]	現場条件により決定する	1		雑器具損料	-	-	機械器具費×2%	
機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/台)	摘 要																																																		
ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1																																																			
雑器具損料	-	-	機械器具費×2%																																																		
区分及び適用範囲		標準据付工数 (人/100m)	職種別構成割合 (%)																																																		
			機械設備 据付工	配管工	普通作業員																																																
送水管	$\phi \leq 150A$	$y = 0.08x + 7.6$	25	45	30																																																
	$200A \leq \phi \leq 350A$	$y = 0.004x + 7.1$																																																			
散水管	$\phi \leq 150A$	$y = 0.08x + 7.8$	35	35	30																																																
機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/台)	摘 要																																																		
ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1																																																			
トラック[クレーン装置付]	現場条件により決定する	1																																																			
雑器具損料	-	-	機械器具費×2%																																																		

現 行	改 定	備 考																																								
<p>表-8・6 標準機械器具</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機械器具名</th> <th style="width:20%;">標準規格</th> <th style="width:15%;">標準運転日数 (日/100m)</th> <th style="width:45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック[クレーン装置付]</td> <td>ペーストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑器具損料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>機械器具費×2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。                  2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。                  3. 機械経費は、施工延長から使用日数を算出後、0.5日単位で端数切り上げとする。</p> <p>3-4 さく井                  標準として積算に用いる工法はパーカッション工法とし、工期、現場条件等を勘案して最も適した施工法を選択するものとする。</p> <p>(1) 材料費                  ケーシング、充填砂利等の材料費及び、ストレーナ等の部品費を積上げるものとする。                  なお、充填砂利の標準使用量は、表-8・7によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・7 標準砂利充填量</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">ケーシング径</th> <th style="width:10%;">200A</th> <th style="width:10%;">250A</th> <th style="width:10%;">300A</th> <th style="width:10%;">350A</th> <th style="width:10%;">400A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削径 (mm)</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">450</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">550</td> </tr> <tr> <td>標準砂利充填量 (m<sup>3</sup>/m)</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.11</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 砂利は、標準としてφ6~10mmの豆砂利とする。</p> <p>(2) さく井工数                  1) さく井工数は表-8・8を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・8 標準さく井工数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width:20%;">標準さく井工数 (人)</th> <th colspan="2" style="width:20%;">職種別構成割合 (%)</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">特殊作業員</th> <th style="width:10%;">普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さく井</td> <td><math>y = (2.7a + 0.067)x + 16.6</math></td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. yは標準さく井工数(人)、xは掘削深度(m)、aはm当り掘削日数(日/m)である。                  2. さく井工数には、掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験を含むものとし、さく井機設置撤去の工数は、表-8・10により別途加算する。                  3. aの値は、各井戸の掘削速度αから求めるものとし、次式による。  <math display="block">a = \left[ \frac{L_1}{\alpha_1} + \frac{L_2}{\alpha_2} + \frac{L_3}{\alpha_3} \dots \right] \times \frac{1}{L_1 + L_2 + L_3 \dots}</math>                     α<sub>n</sub> : 各土質の掘削速度 (m/日)                      L<sub>n</sub> : 各土質層の長さ (m)                  4. 各土質の掘削速度α<sub>n</sub>は、表-8・9のとおりとする。</p>	機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/100m)	摘 要	トラック[クレーン装置付]	ペーストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t	2.7		雑器具損料	-	-	機械器具費×2%	ケーシング径	200A	250A	300A	350A	400A	掘削径 (mm)	350	400	450	500	550	標準砂利充填量 (m <sup>3</sup> /m)	0.07	0.08	0.10	0.11	0.12	区 分	標準さく井工数 (人)	職種別構成割合 (%)		特殊作業員	普通作業員	さく井	$y = (2.7a + 0.067)x + 16.6$	50	50	<p>現行のとおり</p>	
機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/100m)	摘 要																																							
トラック[クレーン装置付]	ペーストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t	2.7																																								
雑器具損料	-	-	機械器具費×2%																																							
ケーシング径	200A	250A	300A	350A	400A																																					
掘削径 (mm)	350	400	450	500	550																																					
標準砂利充填量 (m <sup>3</sup> /m)	0.07	0.08	0.10	0.11	0.12																																					
区 分	標準さく井工数 (人)	職種別構成割合 (%)																																								
		特殊作業員	普通作業員																																							
さく井	$y = (2.7a + 0.067)x + 16.6$	50	50																																							

令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第8章 消融雪設備【対比表】

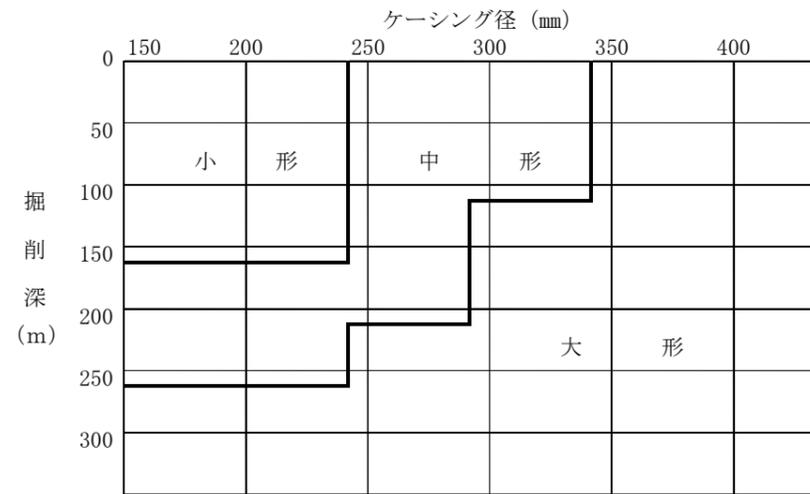
現 行	改 定	備 考																																																																																																
<p style="text-align: center;">表-8・9 掘削速度 (αn) (m/日)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: left;">ケーシング径 土質</td> <td style="width:15%;">200A</td> <td style="width:15%;">250A</td> <td style="width:15%;">300A</td> <td style="width:15%;">350A</td> <td style="width:15%;">400A</td> </tr> <tr> <td>粘性土</td> <td>6.21</td> <td>5.87</td> <td>5.47</td> <td>4.95</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>砂・砂質土</td> <td>5.65</td> <td>5.34</td> <td>4.96</td> <td>4.50</td> <td>4.14</td> </tr> <tr> <td>レキ質土・軟岩</td> <td>4.04</td> <td>3.81</td> <td>3.56</td> <td>3.22</td> <td>2.96</td> </tr> <tr> <td>岩塊・玉石</td> <td>1.24</td> <td>1.17</td> <td>1.11</td> <td>0.99</td> <td>0.91</td> </tr> </table> <p>2) さく井機 (パーカッション式) 設置撤去工数は、表-8・10を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・10 さく井機設置撤去標準工数 (人/台)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">規 格</th> <th style="width:15%;">特殊作業員</th> <th style="width:15%;">普通作業員</th> <th style="width:15%;">電 工</th> <th style="width:15%;">とび工</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">さく井機 分解組立</td> <td>小形</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中形</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大形</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(注) 本工数は、さく井機の設置準備、設置、動力設置撤去、撤去、後片付けまで含むものとする。</p> <p>(3) 機械経費</p> <p>1) さく井に係る機械の組合せは、表-8・11を標準として、計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・11 標準機械器具</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">機 械 器 具 名</th> <th style="width:20%;">標 準 規 格</th> <th style="width:10%;">数 量</th> <th style="width:40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]</td> <td></td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削用ビット</td> <td></td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型]</td> <td></td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベントナイトミキサ [1槽型]</td> <td>0.2m<sup>3</sup>×1槽 2.2kW級</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用水中モータポンプ [攪拌装置付 (水中泥水ポンプ)]</td> <td>口径80mm 全揚程10m 3.7kW</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気溶接機 [交流アーク式 (手動・ 電撃防止器内蔵型)]</td> <td>200~300A</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深井戸用水中モータポンプ [柱状型]</td> <td>実際に据付けるポンプと 同規格</td> <td>1台</td> <td>揚水試験用</td> </tr> <tr> <td>トラック [クレーン装置付]</td> <td>ベストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]</td> <td>25t吊</td> <td>1台</td> <td>さく井機設置撤去</td> </tr> <tr> <td>雑器具損料</td> <td></td> <td>1式</td> <td>機械器具費×2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具等の損料である。 2. さく井機 (パーカッション式) の選定は、ケーシング径、掘削深度により、表-8・12を標準とする。</p>	ケーシング径 土質	200A	250A	300A	350A	400A	粘性土	6.21	5.87	5.47	4.95	4.55	砂・砂質土	5.65	5.34	4.96	4.50	4.14	レキ質土・軟岩	4.04	3.81	3.56	3.22	2.96	岩塊・玉石	1.24	1.17	1.11	0.99	0.91	区 分	規 格	特殊作業員	普通作業員	電 工	とび工	さく井機 分解組立	小形	6	4	2	2	中形	8	5	2	2	大形	11	7	3	3	機 械 器 具 名	標 準 規 格	数 量	摘 要	ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]		1台		掘削用ビット		1台		発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型]		1台		ベントナイトミキサ [1槽型]	0.2m <sup>3</sup> ×1槽 2.2kW級	1台		工事用水中モータポンプ [攪拌装置付 (水中泥水ポンプ)]	口径80mm 全揚程10m 3.7kW	1台		電気溶接機 [交流アーク式 (手動・ 電撃防止器内蔵型)]	200~300A	1台		深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	実際に据付けるポンプと 同規格	1台	揚水試験用	トラック [クレーン装置付]	ベストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t	1台		ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	1台	さく井機設置撤去	雑器具損料		1式	機械器具費×2%	<p>現行のとおり</p>	
ケーシング径 土質	200A	250A	300A	350A	400A																																																																																													
粘性土	6.21	5.87	5.47	4.95	4.55																																																																																													
砂・砂質土	5.65	5.34	4.96	4.50	4.14																																																																																													
レキ質土・軟岩	4.04	3.81	3.56	3.22	2.96																																																																																													
岩塊・玉石	1.24	1.17	1.11	0.99	0.91																																																																																													
区 分	規 格	特殊作業員	普通作業員	電 工	とび工																																																																																													
さく井機 分解組立	小形	6	4	2	2																																																																																													
	中形	8	5	2	2																																																																																													
	大形	11	7	3	3																																																																																													
機 械 器 具 名	標 準 規 格	数 量	摘 要																																																																																															
ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]		1台																																																																																																
掘削用ビット		1台																																																																																																
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型]		1台																																																																																																
ベントナイトミキサ [1槽型]	0.2m <sup>3</sup> ×1槽 2.2kW級	1台																																																																																																
工事用水中モータポンプ [攪拌装置付 (水中泥水ポンプ)]	口径80mm 全揚程10m 3.7kW	1台																																																																																																
電気溶接機 [交流アーク式 (手動・ 電撃防止器内蔵型)]	200~300A	1台																																																																																																
深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	実際に据付けるポンプと 同規格	1台	揚水試験用																																																																																															
トラック [クレーン装置付]	ベストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t	1台																																																																																																
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	1台	さく井機設置撤去																																																																																															
雑器具損料		1式	機械器具費×2%																																																																																															

現 行

改 定

備 考

表-8・12 さく井機選定



3. 発動発電機及び掘削機の規格は、表-8・13を標準として、計上するものとする。

表-8・13 発電機及び掘削機規格

パーカッション 機械の規格	所要発電機容量 (kVA)	掘削機容量 (kW)	摘 要
小 形	35	15	
中 形	45	22	
大 形	60	30	

4. 必要に応じ水槽、マッドスクリーンを計上するものとする。

現行のとおり

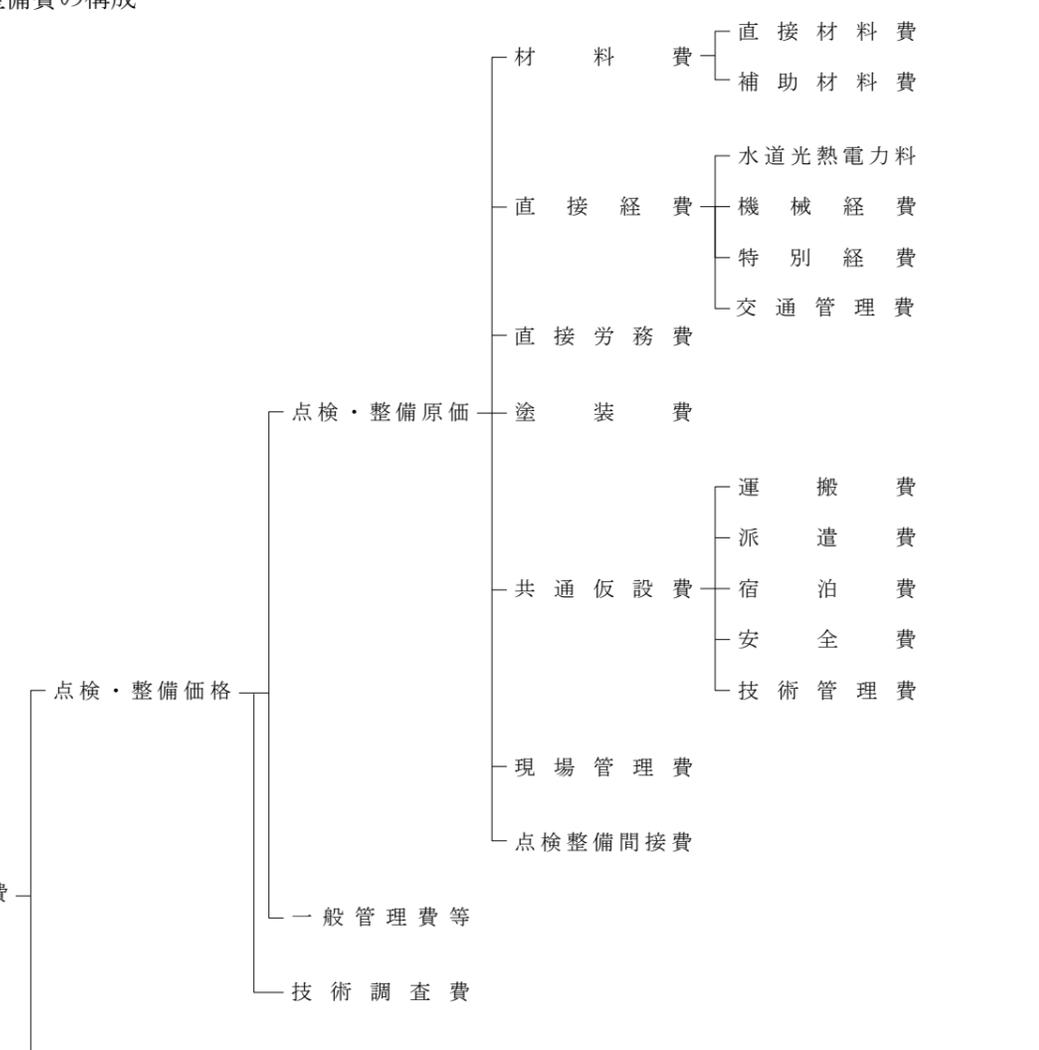
令和8年度 機械設備積算基準 第I編 第8章 消融雪設備【対比表】

現 行	改 定	備 考																																																		
<p>2) さく井に係る機械の運転日数は、表-8・14を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・14 標準運転日数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">機械器具名</th> <th style="width:25%;">標準運転日数 (日)</th> <th style="width:25%;">運転時間 (時間/日)</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]</td> <td><math>(a + 0.017) x + 2.4</math></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削用ビット</td> <td style="text-align: center;"><math>a x</math></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 排出ガス対策型</td> <td><math>(a + 0.017) x + 5.1</math></td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベントナイトミキサ [1槽型]</td> <td style="text-align: center;"><math>a x</math></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用水中モータポンプ [攪拌装置付 (水中泥水ポンプ)]</td> <td style="text-align: center;"><math>a x</math></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気溶接機 [交流アーク式 (手動・電撃防止器内蔵型)]</td> <td><math>(a + 0.003) x + 0.5</math></td> <td style="text-align: center;">2.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深井戸用水中モータポンプ [柱状型]</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック [クレーン装置付]</td> <td style="text-align: center;">1.6</td> <td style="text-align: center;">6.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]</td> <td>小形さく井機の場合</td> <td style="text-align: center;">2.4</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>中形さく井機の場合</td> <td style="text-align: center;">2.9</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>大形さく井機の場合</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. xは掘削深度 (m) である。                  2. aの値は、「表-8・8 (注) 3」によるものとする。                  3. 標準運転日数は、掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験及びさく井機設置撤去に係る運転日数である。                  4. コンダクターパイプは、ケーシングの経費を別途計上するものとする。</p> <p>3) ビット等の損耗品費は、次式による。                  損耗品費 = さく井労務費 × 損耗品費率 (%)                  さく井労務費は、さく井に関する掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験に従事する特殊作業員、普通作業員の労務費をいい、それ以外 (さく井機設置撤去等) の労務費は対象としない。                  なお、損耗品費率は、表-8・15によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-8・15 損耗品費率 (%)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">損耗品費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さく井</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 損耗品費率には、ノコチューブメタル、ベントナイト、粘土、ワイヤロープ、酸素、アセチレンガス、溶接棒の使用料が含まれている。</p>	機械器具名	標準運転日数 (日)	運転時間 (時間/日)		ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]	$(a + 0.017) x + 2.4$	-		掘削用ビット	$a x$	-		発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 排出ガス対策型	$(a + 0.017) x + 5.1$	7.6		ベントナイトミキサ [1槽型]	$a x$	-		工事用水中モータポンプ [攪拌装置付 (水中泥水ポンプ)]	$a x$	-		電気溶接機 [交流アーク式 (手動・電撃防止器内蔵型)]	$(a + 0.003) x + 0.5$	2.4		深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	2.8	-		トラック [クレーン装置付]	1.6	6.3		ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	小形さく井機の場合	2.4	-	中形さく井機の場合	2.9	-	大形さく井機の場合	3.0	-	区 分	損耗品費率	さく井	20	<p>現行のとおり</p>	
機械器具名	標準運転日数 (日)	運転時間 (時間/日)																																																		
ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]	$(a + 0.017) x + 2.4$	-																																																		
掘削用ビット	$a x$	-																																																		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 排出ガス対策型	$(a + 0.017) x + 5.1$	7.6																																																		
ベントナイトミキサ [1槽型]	$a x$	-																																																		
工事用水中モータポンプ [攪拌装置付 (水中泥水ポンプ)]	$a x$	-																																																		
電気溶接機 [交流アーク式 (手動・電撃防止器内蔵型)]	$(a + 0.003) x + 0.5$	2.4																																																		
深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	2.8	-																																																		
トラック [クレーン装置付]	1.6	6.3																																																		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	小形さく井機の場合	2.4	-																																																	
	中形さく井機の場合	2.9	-																																																	
	大形さく井機の場合	3.0	-																																																	
区 分	損耗品費率																																																			
さく井	20																																																			

## 第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準

## 第1章 一般共通

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 一般共通</p> <p>1 適用範囲 この基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析*を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。 （※オイル等の簡易的な分析等） また、上記設備の点検と同時にを行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第Ⅰ編機械設備工事積算基準」によるものとする。 なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。</p> <p>2 点検・整備費の構成</p> 	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>3 点検・整備費の費目 点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。</p> <p>3-1 点検・整備原価</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費 設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用である。 (部品の例) 潤滑油、作動油、各種軸受（ベアリング、ピローユニット等）、水密ゴム、オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等</p> <p>2) 補助材料費 設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。 (補助材料の例) 接着材料、ハンダ、油脂類（洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。）、くぎ、ウェス、サンドペーパー、筆塗程度の塗料等</p> <p>(2) 直接経費 点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費、交通管理費に要する費用である。</p> <p>1) 水道光熱電力料 点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。</p> <p>2) 機械経費 設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の損料の合計額である。</p> <p>3) 特別経費 点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。</p> <p>4) 交通管理費 設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用である。</p> <p>(3) 直接労務費 点検・整備に直接従事する作業員に対して支払われる賃金である。 (直接工の例) 点検整備工、普通作業員等 点検整備工…直接点検・整備に従事する工員 普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員</p> <p>(4) 塗装費 点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 共通仮設費</p> <p>1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。</p> <p>2) 派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃金、間接費である。</p> <p>3) 宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。</p> <p>4) 安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。</p> <p>5) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。</p>	<p>現行のとおり</p> <p>(5) 共通仮設費</p> <p>1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。</p> <p>2) 派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び<b>宿泊手当</b>、宿泊費、賃金、間接費である。</p> <p>3) 宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。</p> <p>4) <b>宿泊手当</b> <b>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用である。</b></p> <p>5) 安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。</p> <p>6) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(6) 現場管理費 点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。 「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない水道光熱電力料、保険料、現場での交際費、雑費等</p> <p>(7) 点検整備間接費 点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者（管理技術者を含む）の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、事務用品費、雑費等</p> <p>3-2 一般管理費等 「一般管理費（企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用）」及び「付加利益」である。 「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、保険料、減価償却費、動力用水光熱費、調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、契約保証費、雑費等 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等</p> <p>3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。</p> <p>3-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p> <p>4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>4-1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 (ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。 (ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。 (ハ) 補助材料費率は、表-1・1のとおりとする。</p>	<p>現行のとおり</p> <p>3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、<b>宿泊手当</b>、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。</p> <p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
表-1・1 補助材料費率 (%)				
機械設備名		補助材料費率		
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	4	
		ゴム引布製起伏ゲート	4	
	樋門樋管ゲート		3	
ダム用水門設備		4		
揚排水ポンプ設備		3		
トンネル 換気設備	送(排)風機		2	
	ジェットファン		2	
非常用施設		2		
道路排水設備		2		
消雪設備		2		
(2) 直接経費 1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費)×(直接経费率)+(積上げ積算による直接経費)]とする。 2) 直接経费率による直接経費は、次のとおりとする。 (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。 (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。 3) 直接経费率は、表-1・2によるものとする。 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。 (イ) 高所作業車、発動発電機(排出ガス対策型)、洗浄機等の損料等、及び仮設材(足場等)の損料等とする。 (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。 (ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。 なお、機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。 (二) 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用。			現行のとおり	

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
表-1・2 直接経費率 (%)				
機械設備名		直接経費率		
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	8	
		ゴム引布製起伏ゲート	8	
	樋門樋管ゲート		10	
ダム用水門設備		8		
揚排水ポンプ設備		7		
トンネル 換気設備	送（排）風機		15	
	ジェットファン		15	
非常用施設		14		
道路排水設備		10		
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備		4	
	散水配管		23	
<p>(3) 直接労務費</p> <p>1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は機械設備毎の各章によるものとする。</p> <p>3) 点検整備工の賃金は、大臣官房参事官（イノベーション）が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。</p> <p>普通作業員の賃金は、各地整統一単価を適用する。</p> <p>4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。</p> <p>(イ) 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬期屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。</p> <p>3) 塗装面積1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>(5) 共通仮設費</p> <p>1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。</p> <p>2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 + 支給品費)</p> <p style="margin-left: 20px;">共通仮設費（率分） = 対象額 × 共通仮設費率</p> <p>ただし、共通仮設費率は、表-1・3によるものとする。</p> <p>直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。</p>			<p>現行のとおり</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
表-1・3 共通仮設費率 (%)				
機械設備名		共通仮設費率		
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	19	
		ゴム引布製起伏ゲート	19	
	樋門樋管ゲート		20	
ダム用水門設備		23		
揚排水ポンプ設備		21		
トンネル 換気設備	送(排)風機	16		
	ジェットファン	39		
非常用施設		27		
道路排水設備		35		
<p>4) 運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。</p> <p>5) 派遣費 (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 (ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。 (ハ) 賃金は、(3)によるものとする。 (ニ) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、表-1・5のとおりとする。</p> <p>6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。 ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p> <p>7) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設</p>			<p>現行のとおり</p> <p>5) 派遣費 (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、<del>宿泊手当</del>、<del>宿泊費</del>、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 <del>(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。</del> (ロ) 賃金は、「3-1(3)直接労務費」によるものとする。 (ハ) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、表-1・5のとおりとする。</p> <p>6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、<del>地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年5月1日大蔵省令第45号)(以下、旅費支給規定とする)で定める額(宿泊費基準額)と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊費基準額は、旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。(旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)</del> ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p> <p>7) 宿泊手当 宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条(宿泊手当の定額等)で定める一夜当たりの定額とする。(旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)</p> <p>8) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設</p>	

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考						
<p>類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。</p> <p>(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。</p> <p>b 酸素欠乏症の予防に要する費用。</p> <p>c 粉塵作業の予防に要する費用。</p> <p>d 高圧作業の予防に要する費用。</p> <p>e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。</p> <p>f バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用。</p> <p>g その他現場条件等により積上げを要する費用。</p> <p>8) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 点検・整備における工程管理に要する費用。</p> <p>b 点検・整備における出来形管理に要する費用。</p> <p>c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要写真管理に要する費用。</p> <p>d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。</p> <p>e 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）。</p> <p>f その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>(6) 現場管理費</p> <p>1) 現場管理費の積算は、(純点検・整備費)×(現場管理費率)とする。</p> <p>2) 純点検・整備費とは、〔材料費+直接経費+直接労務費+塗装費+共通仮設費（派遣費を除く）〕とする。</p> <p>3) 現場管理費率は、表-1・4によるものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表-1・4 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="281 1144 1202 1375"> <thead> <tr> <th>純点検・整備費</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>20.21%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超えるもの</td> <td><math>J = 51.89N^{-0.06322}</math> ただし、J：現場管理費率 N：純点検・整備費（円）</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(注) Jは小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p>(7) 点検整備間接費</p> <p>1) 点検整備間接費の積算は、(点検整備工費)×(点検整備間接費率)とする。</p> <p>2) 点検整備間接費率は、表-1・5のとおりとする。</p> <p>3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は、設備毎の点検整備間接費率を採用し、設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。</p>	純点検・整備費	現場管理費率	300万円以下	20.21%	300万円を超えるもの	$J = 51.89N^{-0.06322}$ ただし、J：現場管理費率 N：純点検・整備費（円）	<p>類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。</p> <p>(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。</p> <p>b 酸素欠乏症の予防に要する費用。</p> <p>c 粉塵作業の予防に要する費用。</p> <p>d 高圧作業の予防に要する費用。</p> <p>e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。</p> <p>f バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用。</p> <p>g その他現場条件等により積上げを要する費用。</p> <p>9) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 点検・整備における工程管理に要する費用。</p> <p>b 点検・整備における出来形管理に要する費用。</p> <p>c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要写真管理に要する費用。</p> <p>d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。</p> <p>e 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）。</p> <p>f その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	
純点検・整備費	現場管理費率							
300万円以下	20.21%							
300万円を超えるもの	$J = 51.89N^{-0.06322}$ ただし、J：現場管理費率 N：純点検・整備費（円）							

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定		備 考																						
<p>表-1・5 点検整備間接費率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機械設備名</th> <th>点検整備間接費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用 水門設備</td> <td>河川用 水門・堰設備</td> <td>鋼製ゲート 110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム引布製起伏ゲート 110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>樋門樋管ゲート 100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル換気設備・非常用施設</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		機械設備名		点検整備間接費率	河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート 110		ゴム引布製起伏ゲート 110		樋門樋管ゲート 100	ダム用水門設備		110	揚排水ポンプ設備		160	トンネル換気設備・非常用施設		160	道路排水設備		100			
機械設備名		点検整備間接費率																								
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート 110																								
		ゴム引布製起伏ゲート 110																								
		樋門樋管ゲート 100																								
ダム用水門設備		110																								
揚排水ポンプ設備		160																								
トンネル換気設備・非常用施設		160																								
道路排水設備		100																								
<p>4-2 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p>		<p>現行のとおり</p>																								
<p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検・整備原価</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>25.55%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td><math>G = -0.7402 \text{ LOG}(C) + 29.76</math> ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>		点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	25.55%	50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{ LOG}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																			
点検・整備原価	標準一般管理費等率																									
50万円以下	25.55%																									
50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{ LOG}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																									
<p>4-3 技術調査費</p> <p>技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</p> <p>(2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。</p> <p>(3) 間接費は、「4-1(7)点検整備間接費」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p>		<p>4-3 技術調査費</p> <p>技術調査に従事する技術員の旅費、<b>宿泊手当</b>、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費、<b>宿泊手当</b>、宿泊費は、「4-1(5)共通仮設費 5)~7)」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。</p> <p>(3) 間接費は、「4-1(7)点検整備間接費」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p>																								
<p>4-4 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p>																										
<p>4-5 支給品の取扱い</p> <p>(1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次による。</p> <p>1) 直接材料は、全額を現場管理費算定の対象とする。</p> <p>(3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>		<p>現行のとおり</p>																								

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定			備 考
4-6 各間接費等の項目別対象表					
表-1・7 各間接費等の項目別対象表					
項 目	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等		
材料費	○	○	○		
直接経費	○	○	○		
直接労務費	○	○	○		
塗装費	○	○	○		
共 通 仮設費	派遣費	—	×	○	現行のとおり
	派遣費以外	—	○	○	
現場管理費	—	—	○		
点検整備間接費	—	×	○		
支給品費	直接材料	○	○	×	
無償貸付機械等評価額	○	○	×		
○：対象とする ×：対象としない					

## 第4章 トンネル換気設備・非常用施設

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第4章 トンネル換気設備・非常用施設 【対比表】

現 行	改 定	備 考																																			
第4章 トンネル換気設備・非常用施設																																					
<p>1 適用範囲 この基準は、トンネル換気設備・非常用施設の点検・整備に適用する。</p> <p>1-1 区分及び構成 トンネル換気設備・非常用施設の区分及び構成は、表-4・1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-4・1 区分及び構成</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">送（排）風機</td> <td>送（排）風機</td> <td>送（排）風機、減速機、主電動機、ダンパ、ベルマウス、異径管、伸縮管</td> </tr> <tr> <td>換気ダクト等</td> <td>コーナーベーン、シャッター、スロット調整板、換気ダクト、サイレンサ</td> </tr> <tr> <td>操作制御設備</td> <td>電力盤系統、操作制御系統</td> </tr> <tr> <td>計測設備</td> <td>煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計測装置、風向風速測定装置、計測盤</td> </tr> <tr> <td>付帯設備</td> <td>天井クレーン</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ジェットファン・ブースターファン</td> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作制御設備</td> <td>電力盤系統、操作制御系統</td> </tr> <tr> <td>計測設備</td> <td>煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計測装置、風向風速測定装置、計測盤</td> </tr> <tr> <td>非常用施設</td> <td>通話型通報設備、操作型通報設備、自動通報設備、非常警報設備、消火器、消火栓設備（ポンプ、配管、水槽）、誘導表示設備、給水栓設備、水噴霧設備、操作制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2 適用規格 この基準を適用する機種の規格は、表-4・2を基準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4・2 適用規格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適 用 規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送（排）風機</td> <td>口径1,700mmから3,550mmまでを標準とする。</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td>口径630mmから1,530mmまでを標準とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用施設</td> <td>防災等級AA</td> <td>トンネル延長500mから3,500mまでを標準とする。</td> </tr> <tr> <td>防災等級A</td> <td>トンネル延長300mから3,500mまでを標準とする。</td> </tr> <tr> <td>防災等級B</td> <td>トンネル延長200mから2,000mまでを標準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	構 成	送（排）風機	送（排）風機	送（排）風機、減速機、主電動機、ダンパ、ベルマウス、異径管、伸縮管	換気ダクト等	コーナーベーン、シャッター、スロット調整板、換気ダクト、サイレンサ	操作制御設備	電力盤系統、操作制御系統	計測設備	煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計測装置、風向風速測定装置、計測盤	付帯設備	天井クレーン	ジェットファン・ブースターファン	ジェットファン・ブースターファン		操作制御設備	電力盤系統、操作制御系統	計測設備	煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計測装置、風向風速測定装置、計測盤	非常用施設	通話型通報設備、操作型通報設備、自動通報設備、非常警報設備、消火器、消火栓設備（ポンプ、配管、水槽）、誘導表示設備、給水栓設備、水噴霧設備、操作制御設備	区 分	適 用 規 格	送（排）風機	口径1,700mmから3,550mmまでを標準とする。	ジェットファン・ブースターファン	口径630mmから1,530mmまでを標準とする。	非常用施設	防災等級AA	トンネル延長500mから3,500mまでを標準とする。	防災等級A	トンネル延長300mから3,500mまでを標準とする。	防災等級B	トンネル延長200mから2,000mまでを標準とする。	<p>現行のとおり</p>	
区 分	構 成																																				
送（排）風機	送（排）風機	送（排）風機、減速機、主電動機、ダンパ、ベルマウス、異径管、伸縮管																																			
	換気ダクト等	コーナーベーン、シャッター、スロット調整板、換気ダクト、サイレンサ																																			
	操作制御設備	電力盤系統、操作制御系統																																			
	計測設備	煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計測装置、風向風速測定装置、計測盤																																			
	付帯設備	天井クレーン																																			
ジェットファン・ブースターファン	ジェットファン・ブースターファン																																				
	操作制御設備	電力盤系統、操作制御系統																																			
	計測設備	煙霧透過率測定装置、一酸化炭素濃度計測装置、風向風速測定装置、計測盤																																			
非常用施設	通話型通報設備、操作型通報設備、自動通報設備、非常警報設備、消火器、消火栓設備（ポンプ、配管、水槽）、誘導表示設備、給水栓設備、水噴霧設備、操作制御設備																																				
区 分	適 用 規 格																																				
送（排）風機	口径1,700mmから3,550mmまでを標準とする。																																				
ジェットファン・ブースターファン	口径630mmから1,530mmまでを標準とする。																																				
非常用施設	防災等級AA	トンネル延長500mから3,500mまでを標準とする。																																			
	防災等級A	トンネル延長300mから3,500mまでを標準とする。																																			
	防災等級B	トンネル延長200mから2,000mまでを標準とする。																																			

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第4章 トンネル換気設備・非常用施設 【対比表】

現 行		改 定		備 考																																																				
2 点検・整備原価 2-1 点検工数 点検工数は、「(1) 標準点検工数」により求めた値を「(3) 計測設備・付帯設備」及び「(4) 工数補正」により補正し算出するものとする。  (1) 標準点検工数 1) 送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設 送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン及び非常用施設の標準点検工数は、表-4・3を標準とする。		2 点検・整備原価 2-1 点検工数 点検工数は、「(1) 標準点検工数」により求めた値を「(3) 計測設備・付帯設備」及び「(4) 工数補正」により補正し算出するものとする。  (1) 標準点検工数 1) 送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設 送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン及び非常用施設の標準点検工数は、表-4・3を標準とする。																																																						
表-4・3 標準点検工数(月点検・年点検)		表-4・3 標準点検工数(月点検・年点検)																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">月 点 検</th> <th rowspan="2">年 点 検</th> <th colspan="2">職種別構成割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>点検整備工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送(排)風機</td> <td><math>Y=0.0041x+0.2</math></td> <td><math>Y=0.0022x+40.4</math></td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td><math>Y=0.0008x+2.5</math></td> <td><math>Y=0.0175x-0.6</math></td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用施設</td> <td>防災等級AA</td> <td><math>Y=0.0145x+28.7</math></td> <td rowspan="3">90</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>防災等級A</td> <td><math>Y=0.0113x+17.7</math></td> </tr> <tr> <td>防災等級B</td> <td><math>Y=0.0033x+3.8</math></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	月 点 検	年 点 検	職種別構成割合 (%)		点検整備工	普通作業員	送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10	ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10	非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">月 点 検</th> <th rowspan="2">年 点 検</th> <th colspan="2">職種別構成割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>点検整備工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送(排)風機</td> <td><math>Y=0.0041x+0.2</math></td> <td><math>Y=0.0022x+40.4</math></td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td><math>Y=0.0008x+2.5</math></td> <td><math>Y=0.0175x-0.6</math></td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用施設</td> <td>防災等級AA</td> <td><math>Y=0.0145x+28.7</math></td> <td rowspan="3">90</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>防災等級A</td> <td><math>Y=0.0113x+17.7</math></td> </tr> <tr> <td>防災等級B</td> <td><math>Y=0.0033x+3.8</math></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	月 点 検	年 点 検	職種別構成割合 (%)		点検整備工	普通作業員	送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10	ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10	非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$	
区 分	月 点 検				年 点 検	職種別構成割合 (%)																																																		
		点検整備工	普通作業員																																																					
送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10																																																				
ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10																																																				
非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10																																																				
	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$																																																						
	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$																																																						
区 分	月 点 検	年 点 検	職種別構成割合 (%)																																																					
			点検整備工	普通作業員																																																				
送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10																																																				
ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10																																																				
非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10																																																				
	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$																																																						
	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$																																																						
(注) 1. 送(排)風機のYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 2. ジェットファン・ブースターファンのYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 3. 非常用施設のYは標準工数(時間/1トンネル)、xはトンネル延長(m)である。(上下線が分かれているトンネルは、上下線の合計値をトンネル延長とする。) 4. 月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行い、総合操作による機能確認を行うことを標準とする。 5. 年点検の内容は、設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等)で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 6. 標準工数の点検範囲は、送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設の点検、管理運転、準備、後片付けまでとする。 7. 標準工数には、計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため、「(3) 計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。 8. 送(排)風機の標準工数には、動翼可変設備の点検工数が含まれていないため、別途積上げるものとする。 9. ジェットファン、ブースターファンの標準工数には、羽根車の手回しによる回転確認は含まれていないため、別途積上げるものとする。 10. 工業用内視鏡等による確認を行う場合における必要な費用は、別途積上げるものとする。 11. 分割発注等の場合の作業区分別工数は、次式によるものとする。 (1) 送(排)風機 区分別工数(時間/台) = 全体工数(時間/1台分) × 作業区分別工数比率(%) (2) ジェットファン・ブースターファン 区分別工数(時間/台) = 全体工数(時間/1台分) × 作業区分別工数比率(%) (3) 非常用施設 区分別工数(時間/トンネル) = 全体工数(時間/1トンネル) × 作業区分別工数比率(%) 作業区分別工数比率は、表-4・4、表-4・5のとおりとする。		(注) 1. 送(排)風機のYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 2. ジェットファン・ブースターファンのYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 3. 非常用施設のYは標準工数(時間/1トンネル)、xはトンネル延長(m)である。(上下線が分かれているトンネルは、上下線の合計値をトンネル延長とする。) 4. 月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行い、総合操作による機能確認を行うことを標準とする。 5. 年点検の内容は、設備を主として外部から <del>目視及び分解を伴う内部</del> の目視点検の他、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等)で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 6. 標準工数の点検範囲は、送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設の点検、管理運転、準備、後片付けまでとする。 7. 標準工数には、計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため、「(3) 計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。 8. 送(排)風機の標準工数には、動翼可変設備の点検工数が含まれていないため、別途積上げるものとする。 9. ジェットファン、ブースターファンの標準工数には、羽根車の手回しによる回転確認は含まれていないため、別途積上げるものとする。 10. 工業用内視鏡等による確認を行う場合における必要な費用は、別途積上げるものとする。 11. 分割発注等の場合の作業区分別工数は、次式によるものとする。 (1) 送(排)風機 区分別工数(時間/台) = 全体工数(時間/1台分) × 作業区分別工数比率(%) (2) ジェットファン・ブースターファン 区分別工数(時間/台) = 全体工数(時間/1台分) × 作業区分別工数比率(%) (3) 非常用施設 区分別工数(時間/トンネル) = 全体工数(時間/1トンネル) × 作業区分別工数比率(%) 作業区分別工数比率は、表-4・4、表-4・5のとおりとする。																																																						

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第4章 トンネル換気設備・非常用施設 【対比表】

現 行			改 定			備 考
(2) 作業区分別工数比率 1) トンネル換気設備の作業区分別工数比率は、表-4・4を標準とする。						
表-4・4 換気設備作業区分別工数比率 (%)						
作 業 区 分			工 数 比 率			
機 械 名	単 位	数 量	送 (排) 風機	ジェットファン・ブースターファン		
送 (排) 風機又は ジェットファン・ブースターファン	式	1	43	72		
減速機	〃	1	4	—		
主電動機	〃	1	7	—		
ダンパ	〃	1	8	—		
ベルマウス	〃	1	6	—		
換気ダクト	〃	1	8	—		
サイレンサ	〃	1	3	—		
操作・制御関係	〃	1	10	17		
総合機能確認	〃	1	11	11		
計	〃	1	100	100		
2) 非常用施設の作業区分別工数比率は、表-4・5を標準とする。						
表-4・5 非常用施設作業区分別工数比率 (%)						
作 業 区 分			工 数 比 率			
設 備 名	単 位	数 量	防災等A A	防災等級A	防災等級B	
通報設備	通話型通報設備	式	1	2	3	10
	操作型通報設備	〃	1	4	5	14
	自動通報設備	〃	1	4	—	—
警報設備	非常警報設備	〃	1	3	4	11
消火器	〃	1	12	14	43	
消火栓設備	〃	1	29	36	—	
誘導表示設備	〃	1	6	7	22	
給水栓設備	〃	1	7	8	—	
水噴霧設備	〃	1	15	—	—	
操作制御設備	〃	1	8	10	—	
総合機能確認	〃	1	10	13	—	
計	〃	1	100	100	100	
			現行のとおり			

令和8年度 機械設備積算基準 第Ⅱ編 第4章 トンネル換気設備・非常用施設 【対比表】

現 行	改 定	備 考																																		
<p>(3) 計測設備・付帯設備 標準工数に含まれていない機器等の工数は、表-4・6を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4・6 計測設備・付帯設備 (時間)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作 業 区 分</th> <th rowspan="2">数 量</th> <th colspan="2">点検区分別加算工数</th> </tr> <tr> <th>月点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙霧透過率測定装置</td> <td>2組分</td> <td>3.8</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素濃度計測装置</td> <td>2台分</td> <td>3.2</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>風向風速測定装置</td> <td>1組分</td> <td>2.3</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>計測盤</td> <td>1式</td> <td>1.1</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>天井クレーン</td> <td>〃</td> <td>—</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 各計測装置の点検範囲は、計測部、処理部を含むものとする。 2. 計測盤は、計測盤本体、表示部、記録計、計測設備電源部を含むものとする。 3. 発電装置、天井クレーン(月点検)、クーリングタワーについては、別途計上するものとする。 4. 計測装置の数量が上表数量と異なる場合は、次式によるものとする。 区分別工数(時間) = 点検区分別加算工数(時間) × (該当数量 ÷ 上表数量)</p> <p>(4) 工数補正 標準工数を補正する場合は、作業区分別工数比率等を参考に行うものとする。</p> <p>2-2 機械経費 点検を実施するために必要とする機械器具のうち、ジェットファン年点検に用いる高所作業車の運転時間は、表-4・7を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4・7 高所作業車の運転時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設 備 名</th> <th>機 種</th> <th>規 格</th> <th>標準運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td>高所作業車</td> <td>(注) 3</td> <td><math>D = 0.051y + 3.7</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 標準運転時間算定式のDは時間(h)、yは1トンネル当りの計測設備・付帯設備点検工数を含むジェットファン設備総点検工数(時間)である。 2. Dは1トンネル当りの運転時間である。 3. 高所作業車の規格については、現場条件、方法等を勘案の上決定するものとする。 4. 上記標準運転時間により難しい場合は、設備の規模、設備内容、点検内容等を検討し別途積上げるものとする。</p>	作 業 区 分	数 量	点検区分別加算工数		月点検	年点検	煙霧透過率測定装置	2組分	3.8	8.1	一酸化炭素濃度計測装置	2台分	3.2	7.6	風向風速測定装置	1組分	2.3	5.2	計測盤	1式	1.1	2.0	天井クレーン	〃	—	1.2	設 備 名	機 種	規 格	標準運転時間	ジェットファン・ブースターファン	高所作業車	(注) 3	$D = 0.051y + 3.7$	<p>現行のとおり</p>	
作 業 区 分			数 量	点検区分別加算工数																																
	月点検	年点検																																		
煙霧透過率測定装置	2組分	3.8	8.1																																	
一酸化炭素濃度計測装置	2台分	3.2	7.6																																	
風向風速測定装置	1組分	2.3	5.2																																	
計測盤	1式	1.1	2.0																																	
天井クレーン	〃	—	1.2																																	
設 備 名	機 種	規 格	標準運転時間																																	
ジェットファン・ブースターファン	高所作業車	(注) 3	$D = 0.051y + 3.7$																																	